

# 板倉町 地域福祉計画・地域福祉活動計画 成年後見制度利用促進基本計画

(令和2年度～令和6年度)

～だれもが ともに支え合う  
安心して暮らせるまち いたくら ～



令和2年3月

板倉町  
板倉町社会福祉協議会

## 私たちのくらしが変化しています（少子高齢化と新しい課題）

生まれる子どもが減ったために、少なくなった「働く年齢のかたたち」が、「高齢のかたたち」の暮らしや介護を支えていくこととなります。いわゆる少子高齢化問題です。

また、社会がどんどん豊かになっていく時代はとうに終わり、そのことが私たちの生活に影響し、自殺やホームレス、虐待、ひきこもりなど、新たな社会の問題が増えています。

## 地域の住民のお互いに支え合う機能が弱まっています

一方、家族のあり方も時代とともに変わり、お年寄りと一緒に暮らす世帯が減り、核家族が多くなりました。さらに、一人ひとりが様々な価値観を持つようになり、それとともに、隣近所や地域の住民のお互いに支え合うという機能が弱まってきています。

## このため複雑で解決が難しい問題が増えています

このような変化によって、子育てと親の介護の両方を同時に行う「ダブルケア」や高齢で年金以外の収入がない親とひきこもりで無職の子が同居する「8050問題」など複雑で解決が難しい問題が増えています。そして、つながりが弱まるなかで孤立し、生活に困っているかたに、適切な支援が届かないことにより、痛ましい結果を招いている事例も増えています。



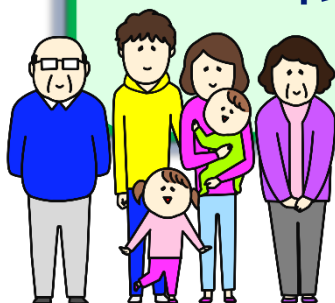
このような問題は、

行政と地域のかたがたの協力がなければ解決できません

問題を改善し、  
安心して暮らせるまちを目指していくのが、  
市町村で進める

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」

です



**地域福祉計画  
(町の策定する計画)**

町民のみなさまのご意見を伺いながら作成された、今後の板倉町の地域福祉を総合的に推進するための理念やしきみをつくる計画です

**地域福祉活動計画  
(町社会福祉協議会の  
策定する計画)**

地域福祉を推進するために町民や関係機関の地域活動や行動のあり方を定める計画です

**「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて  
地域のみんながつながり、支え合い  
安心して暮らせるまちを目指すための計画です**

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を「地域共生社会」と呼びます。地域福祉計画、地域福祉活動計画が目指す社会です。

身近なかたの課題を、地域に関係する「地域住民一人ひとり」や「関係機関」、「行政」が「我が事」のように捉え、複雑で多様になった課題に対し、困っているかたを「丸ごと」受け止められることを目指します。

「自助」（自分自身で解決）で対応できない地域住民の身近な課題を「互助」（地域の行政区、ボランティアなどで解決）や「共助」（医療や年金、介護保険などで解決）で支え、さらに、「公助」（行政の様々な福祉サービスで解決）で支えるという具合に、地域と行政がともに支え合うことよって、だれもが地域で自分らしく暮らしていけることを目指します。



板倉町の地域福祉計画・地域福祉活動計画は、  
以下の基本理念・基本目標・基本施策からなっています。

### ● 基本理念

だれもが ともに支え合う  
安心して暮らせるまち いたくら

#### 基本目標 1

いたくらの  
地域福祉を担う  
人づくり

① 地域住民の福祉意識の育み

② 地域福祉の担い手づくり

③ 地域コミュニティ団体の強化

#### 基本目標 2

みんなが  
自分らしく暮らせる  
しくみづくり

① 包括的な相談と連携

② 福祉サービスの充実

③ 福祉サービスの利用の促進

④ いきがい・健康づくりの促進

#### 基本目標 3

みんなを支え合う  
安全・安心の  
地域づくり

① 支え合う地域づくり

② 地域に住むかたの交流の促進

③ 災害に強い地域づくり

## 4

## 施策の展開

「だれもが ともに支え合う 安心して暮らせるまち」を達成するため、以下の取組を展開します。

## 基本目標1 いたくらの地域福祉を担う人づくり

## 基本施策1 地域住民の福祉意識の育み

町民や地域の取組	○福祉に関する情報、行事、勉強会等に興味を持ち、福祉について理解を深めます ○家族で福祉について話し合います
行政の取組	○地域福祉への理解と関心を高める啓発推進 ○福祉学習・福祉教育の推進 ○募金を通じた福祉のこころの育み
社協の取組	○地域福祉への理解と関心を高める啓発推進 ○社会福祉協力校普及事業の推進 ○募金を通じた寄付文化のこころの育み ○視覚障がい者への情報提供の推進

## 基本施策2 地域福祉の担い手づくり

町民や地域の取組	○行政区、民生委員・児童委員などの活動への理解を深め、活動に協力します ○ボランティアや福祉活動に関心を持ち、活動に参加します
行政の取組	○民生委員・児童委員の活動支援 ○福祉人材の養成 ○ボランティア活動を促進する社会福祉協議会への支援
社協の取組	○新たな担い手への活動支援 ○ボランティア活動の啓発・支援

## 基本施策3 地域コミュニティ団体の強化

町民や地域の取組	○行政区に積極的に加入し、活動に参加します ○交流の場に参加し、地域のかたとのつながりを深めます
行政の取組	○地域コミュニティ団体活動への支援 ○地域コミュニティ団体との連携 ○交流の場の設置運営の支援
社協の取組	○地域支援事業の強化

## 基本目標2 みんなが自分らしく暮らせるしくみづくり

## 基本施策1 包括的な相談と連携

町民や地域の取組	○ひとりで悩まずに、各種相談窓口などに早期に相談します
行政の取組	○総合相談窓口の周知と強化 ○早期受診のための相談対応 ○福祉関係機関の連携強化 ○相談支援体制の強化 ○相談しやすい窓口
社協の取組	○総合相談窓口による対応 ○相談しやすい窓口の取組 ○福祉関係機関の連携強化 ○苦情解決窓口による対応 ○福祉関係団体連携強化

## 基本施策2 福祉サービスの充実

町民や地域の取組	○町の福祉の計画に興味を持ち、福祉サービスについての知識を深めます
行政の取組	○安心して利用できる福祉サービスの充実 ○地域福祉活動の財源の確保
社協の取組	○安心して利用できる福祉サービスの充実 ○地域福祉活動の財源としての募金活動の推進 ○在宅福祉サービスの推進 ○児童福祉の充実

## 基本施策3 福祉サービスの利用の促進

町民や地域の取組	○町や社会福祉協議会が発行・発信する情報に目を通します
行政の取組	○福祉情報の提供の充実 ○権利擁護の推進
社協の取組	○福祉情報の提供の充実 ○日常生活自立支援事業の推進

## 基本施策4 いきがい・健康づくりの促進

町民や地域の取組	○健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みます
行政の取組	○健康づくりの推進 ○通いの場などの活動支援
社協の取組	○身体づくりの促進

## 基本目標3 みんなで支え合う安全・安心の地域づくり

### 基本施策1 支え合う地域づくり

町民や地域の取組	○支援が必要だと思ふ場合は、板倉町避難行動要支援者名簿への登録を申請します ○日ごろから近所との関わりを持ち、地域での気づきの機会を増やします
行政の取組	○災害時の要支援者を支える取組 ○地域の見守り体制の充実 ○支え合う地域づくり
社協の取組	○災害時の要支援者を支える取組 ○地域の見守り体制の充実

### 基本施策2 地域に住むかたの交流の促進

町民や地域の取組	○交流を通じて、地域のかたとのつながりを深めます
行政の取組	○人びとの交流活動の促進
社協の取組	○高齢者・児童生徒の交流活動 ○障がい者等の交流の推進

### 基本施策3 災害に強い地域づくり

町民や地域の取組	○災害時に情報を得るための準備をします。地域の防災訓練に参加します ○マイタイムラインを作成し、家族で共有します
行政の取組	○災害への備えの強化 ○一人ひとりの災害への備えの支援
社協の取組	○高齢者・障がい者等への災害支援

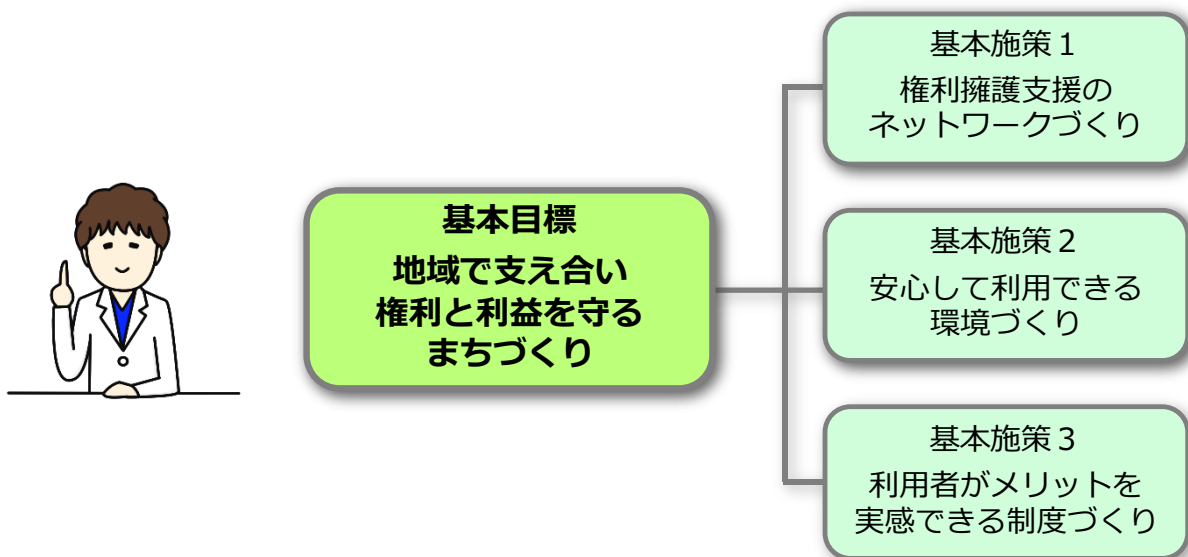
## 生活していく上での契約行為や金銭管理などへの支援が 必要なかたに利用が望まれる「成年後見」のしくみ

福祉サービスを利用するには、利用するかたが情報を集めて、どの福祉サービスを使うか考え、その上で契約を結ばなければなりません。しかし、様々な理由で判断能力が十分でないかたにとって、これらは難しいことです。

そういったかたがたが地域で安全・安心に暮らしていくために、契約や金銭の面での手助けをすることが、「権利擁護支援」です。また、その手助けを行うかたが「成年後見人等」です。

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障がい者などの生活上の支援が必要なかたに、このような「成年後見」のしくみがより利用されることが求められています。

## 成年後見制度利用促進基本計画の基本目標・基本施策・取組



### 基本施策1 権利擁護支援のネットワークづくり

今後の取組	○中核機関の整備促進 ○地域連携ネットワークの構築 ○協議会の設置 ○担い手づくり
-------	--

### 基本施策2 安心して利用できる環境づくり

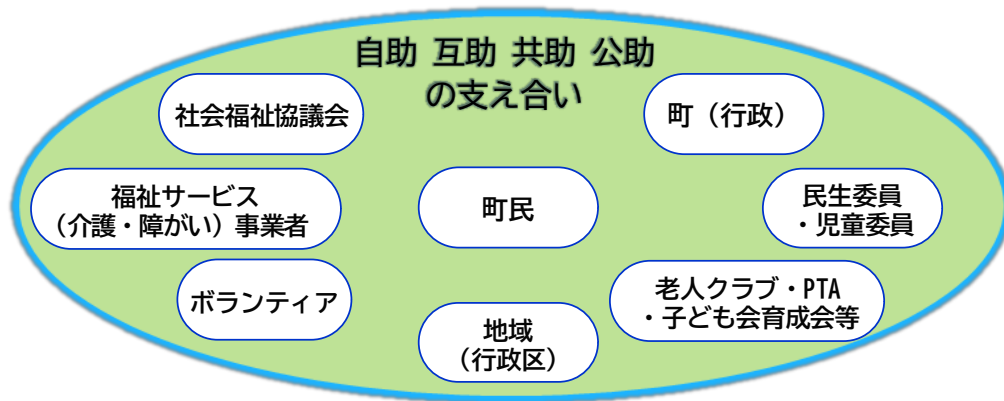
今後の取組	○成年後見制度の周知啓発 ○不正防止の取組の充実
-------	--------------------------

### 基本施策3 利用者がメリットを実感できる制度づくり

今後の取組	○成年後見制度の利用支援 ○利用者本人の意思決定支援及び身上保護
-------	----------------------------------

## 一人ひとりが地域福祉の主役です

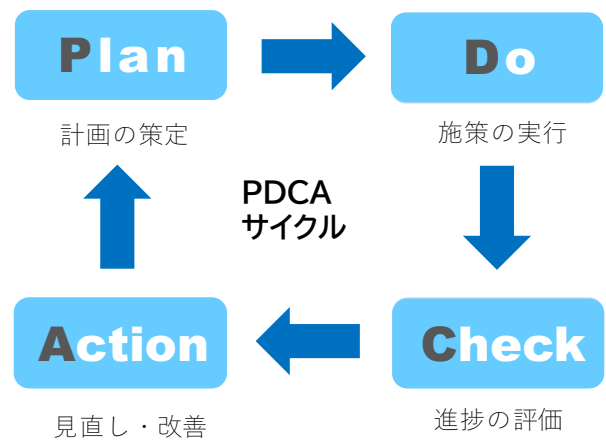
町民が抱える生活課題を解決し、ともに支え合い、安心して暮らしていくまちをつくることは、町民をはじめ、地域の関係機関・団体や福祉関係事業者、社会福祉を取り巻くすべてのかたが、当事者として参加することで実現されるものです。



### 計画の進捗を管理する体制

この計画の点検評価については、「PDCAサイクル」に基づいて実施します。「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、進み具合を評価（Check）して、見直し・改善（Action）を行うという4段階を繰り返すことです。

評価（C）のステップで、各施策の実施状況を明らかにし、次の改善（A）につなげていきます。



## 板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画

### 成年後見制度利用促進基本計画

概要版

令和2年3月発行

発行：板倉町・板倉町社会福祉協議会

編集：板倉町 福祉課

〒374-0192

群馬県邑楽郡板倉町

大字板倉 2682 番地 1

TEL：0276 (82) 1111 (代表)

FAX：0276 (82) 1300

社会福祉法人 板倉町社会福祉協議会

〒374-0132

群馬県邑楽郡板倉町

大字板倉 3411 番地 1417

TEL：0276 (82) 3900

FAX：0276 (82) 3759